



日本社会教育学会 入会のしおり

Japan Society for the Study of Adult and Community Education



日本社会教育学会はこんな学術研究団体です。

日本社会教育学会は昭和29年(1954年)10月に設立されました。社会教育法が制定されて約5年、当時社会教育関係者のなかには、新しい社会教育に対する期待と、その担い手としての強い意欲がみなぎっていました。そういう人たちが一堂に会し、社会教育をめぐる共通の問題について自由に意見を出し合いながら研究を深め、社会教育の研究と実践の発展に寄与することを願って誕生したのが日本社会教育学会です。

いま学会は社会教育研究の理論水準の向上と、社会教育実践・経験の交流の推進をめざし精力的に活動をしています。また学会は日本学術会議に学術研究団体として登録し、教育学研究連絡会に所属し、名実ともに日本における社会教育の全国的な研究団体として、重要な役割を果たしています。

会員にはこういう人たちがおります。

会員は社会教育の研究者・社会教育職員・大学院生が中心で、社会教育にかかわる市民・学校の教員・その他社会教育の研究を志す人たちが大勢おります。これらの会員は全国に分散しており、海外在住者・外国人も少数ですが会員になっています。このように様々な人たちが会員になっていることも日本社会教育学会の特徴です。

こんな活動をしています。

●研究大会ならびに六月集会の開催

年に1回、秋に研究大会を開催します、期間は3日間です。会場は東京とそれ以外の地域とで交互に開催されます。研究大会ではプロジェクト研究、課題研究、ラウンドテーブル、自由研究発表など内容の充実したプログラムが企画され、白熱した討議が行われます。

六月集会は毎年六月に開催します。これは研究大会から次の研究大会までの研究の継続と、研究活動を地域に普及させていくという意味を持っています。六月集会は、学会として東京、又は東京近郊で開催しているもののほか、九州・沖縄、中国・四国、関西、東海・北陸、東北・北海道の各地域で開催されています。

●プロジェクト研究

日本社会教育学会の活動におけるひとつの特徴です。社会教育が直面している最も重要な問題のなかから課題を選び、定例の研究会を持ちながら2年以上かけて研究します。研究の成果は次に述べる年報等にまとめて発表します。

●刊行事業など

学会は、ジャーナル『社会教育学研究』、年報、その他資料等を刊行しています。これらは研究の促進、会員相互の研究上の交流促進を図ることを目的にしています。ジャーナルは毎年度1回発行します。ここには、会員が投稿した論文の他、研究大会等の報告、研究動向などが掲載されます。

年報は毎年秋の研究大会の時期に合わせて刊行します。内容は特集テーマを中心に編集されます。その他様々な資料を刊行しています。年報を除いて、これらの研究資料は学会以外ではほとんど購入することはできません。

会員にはこんな特典があります。

会員にはジャーナル、年報等が送付されます。研究大会では研究成果を発表する権利がありますし、ジャーナルや年報に投稿することもできます。またプロジェクト研究の定例研究会にも出席できます。

日本社会教育学会会則抄

第1章 総 則

第1条 本会は、日本社会教育学会（The Japan Society for the Study of Adult and Community Education）と称する。

第2条 本会の目的は、会員相互の連絡を図り、社会教育に関する研究を行い、その普及発展を期することにある。

第3条 本会は事務所を東京都内におく。

第4条 本会は地方に支部を設けることができる。

支部の設立は、その地方の会員の発起により理事会の承認を経ることを要する。支部に関する規定は別に定める。

第5条 本会は次の事業を行う。

- (1) 会員の研究の促進、連絡および共同研究
- (2) 学会誌(社会教育学研究)、その他刊行物の発行および資料の紹介と斡旋
- (3) 研究大会および研究会の開催
- (4) 社会教育に関する調査および資料の作成
- (5) 国内外学会との研究、交流、連絡および資料の交換
- (6) その他の事業

第2章 会員および名誉会員

第6条 本会の目的に賛同する者をもって会員とする。会員は、本会の事業に参加し、研究および研究発表を行うことができる。

第7条 本会に団体会員をおく。団体会員は、学会の発行する刊行物（学会年報・「社会教育学研究」等）を受け取る資格を有する。

第8条 会員は会費（学会年報・「社会教育学研究」等刊行物代を含む）を納入するものとする。会費は、会員は年額 10,000 円、団体会員は年額 6,000 円とする。会費の納入期限は当該会計年度の 8 月 31 日とする。新たに入会した者は、その年度の会費を納入するものとする。

第9条 会員が本会の名誉を傷つけ、又は本会が定める会則等に違反する行為があったとき、理事会の議決によりこれを処分することができる。

第10条 本会に名誉会員をおくことができる。名誉委員は、理事会の推薦により、総会において決定する。

入会の手続きについてご案内します。

●入会申込書の記入

入会をご希望の方は、別紙の入会申込書に必要事項をご記入の上、会費 10,000 円を納入してください。申込書の提出にあたっては以下の点にご注意下さい。

- ① 申込書の提出と会費納入確認の上、理事会での承認となります。

理事会はほぼ月 1 回(2・8 月以外)開かれています。理事会開催日は年度により変わりますので、事前にご確認ください。

- ② 学会年度は、9 月から翌年の 8 月までです。

(ex. 2020 年度は 2019 年 9 月～2020 年 8 月です)

- ③ 紹介会員がどうしても見つからない場合は、申込書の指示に従ってください。

- ④ 申込書にある所属とは、常勤の勤務先・在学中の大学院・非常勤の勤務先をいいます。該当するものがない場合は、「なし」とご記入下さい。単に会員である任意団体などは所属として扱いませんが、名簿などでは()を付して掲載します。

- ⑤ 入会后 2 年目からの会費納入は、学会から送付されます郵便払込票の利用や、口座引き落としをご利用頂けます。また研究大会・六月集会時に会場でお支払い頂いても結構です。

(2019 年 10 月改訂)

●初年度会費の振込先

指定口座 ゆうちょ銀行 口座番号 0 0 1 5 0 - 1 - 8 7 7 7 3
口 座 名 日本社会教育学会

●入会申込書の送付

メールに添付してお送りください。振込票(振込したことが分かるもの)を PDF にして申込書と一緒に添付してください。どちらかだけでは、理事会での入会承認は出来ませんことご了承ください。

【送付先】

日本社会教育学会事務局：jssace.office@gmail.com